

## 労働保険の保険料の徴収額が過不足

1 件 不当金額(収入) 1億4333万円  
(前年度 1件 5692万円)

### 1 保険の概要

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」)及び雇用保険を総称するものである。労災保険は、原則として、労働者を使用する事業に適用されることとなっており、これらの事業に使用される全ての労働者が保険給付の対象となる。また、雇用保険は、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

保険料の算定に当たっては、事業主が実際に支払った賃金総額に基づいて算定することが原則となっているが、特例として、労災保険分の保険料の算定に当たり、請負による建設の事業等であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、工事の請負金額に労務費率<sup>(注)</sup>を乗じて賃金総額を算定することとなっている。また、請負による建設の事業の場合には、請負金額の算定に当たり、消費税等相当額を除くこととなっている。

労災保険の適用を受ける事業のうち、建設の事業等のように、事業の期間が予定される事業(以下「有期事業」)については、二つ以上の有期事業の事業主が同一人であることなどの要件に該当する場合には、それぞれの有期事業を一括して一つの事業とみなすこととなっている(一つの事業とみなされる有期事業を「一括有期事業」)。

そして、一括有期事業に係る労災保険分の保険料の確定保険料申告書を提出する際には、一括有期事業に該当する全ての工事等の名称等を記載した一括有期事業報告書を併せて提出することとなっている。さらに、一括有期事業に該当する工事のうち請負金額に労務費率を乗じて賃金総額を算定するものについては、工事ごとの請負金額等を一括有期事業報告書に記載することとなっている。

(注) 労務費率 工事の請負金額に占める賃金総額の割合として、事業の種類ごとに定められており、工事開始日が平成27年4月1日から30年3月31日までのものは最低18/100から最高40/100まで、30年4月1日から令和3年3月31日までのものは最低17/100から最高38/100までとなっている。

### 2 検査の結果

13労働局管内の1,058事業主を検査したところ、次のア及びイのとおり、13労働局管内の182事業主について徴収額が1億1448万円不足していたり、13労働局管内の96事業主について徴収額が2884万円過大となっていたりして、不当と認められる。

ア 事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかったり、雇用保険の加入要件を満たしていない短時間就労者の賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めていたりなどしている事態が見受けられた。このため、6労働局管内の41事業主について徴収額が2363万円不足していたり、5労働局管内の15事業主について徴収額が856万円過大となっていたりしていた。

イ 事業主が、概算保険料を納付した年度内に終了した一括有期事業に該当する工事の一部を一括有期事業報告書に記載しておらず、これらの工事の請負金額を含めることなく賃金総額を算定して、この額に基づき労災保険分の保険料を算定したり、消費税等相当額を除いた請負金額を一括有期事業報告書に記載すべきところ、消費税等相当額を含めた請負金額を一括有期事業報告書に記載して、この額に基づいて労災保険分の保険料を算定したりなどしている事態が見受けられた。このため、13労働局管内の141事業主について徴収額が9085万円不足していたり、13労働局管内の81事業主について徴収額が2027万円過大となっていたりしていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
宮城	77	5 1	667万 △ 496万
埼玉	4	4 1	1558万 △ 24万
東京	89	19 10	680万 △ 86万
神奈川	88	24 8	1126万 △ 253万
新潟	61	3 3	81万 △ 107万
岐阜	90	8 12	658万 △ 139万
大阪	92	31 10	2049万 △ 563万
兵庫	91	13 8	495万 △ 33万
広島	100	22 11	1870万 △ 234万
愛媛	96	7 5	345万 △ 168万
福岡	100	11 6	966万 △ 34万
熊本	89	20 10	625万 △ 365万
鹿児島	81	15 11	323万 △ 377万
計 13労働局	1,058	182 96	1億1448万 △ 2884万